

平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科
第 2 次募集 法学既修者入試 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 6 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 まである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】(解答の冒頭に「問題1」と記入すること。)

ある者（A）が、実際には権利ないし権限を有していないにもかかわらず、権利ないし権限を有する者（以下では、権利者という）であるかのような外観を備えている場合に、Aを、真実の権利者であると信頼した者（B）を、一定の要件の下で保護する制度について、民法典の第一編（総則）に根拠規定のあるものと、第三編（債権）に根拠規定のあるものとを、一つずつあげて、それぞれについて説明した上で、両制度の差異について簡潔に示しなさい。

なお、それぞれの制度の説明にあたっては、それぞれの根拠規定、それぞれの規律内容（Bは、どのような要件の下で保護され、どのような効果が認められることによって保護されるのかなど）を明らかにすること。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】 次の【問1】および【問2】に解答しなさい。解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

[問1]

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 形式的形成訴訟

(2) 共同訴訟人間の証拠共通

[問2]

Xは、Yを被告として、ある土地（以下、「甲」という）について、自己（X）が所有権を有することの確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を提起した。本訴の係属中に、Yが、Xを被告として、甲について、自己（Y）が所有権を有することの確認を求める訴え（以下、「別訴」という）を別の管轄裁判所に提起した。別訴の裁判所は、Yの別訴をどのように処理すべきであるか。根拠を示して説明しなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の問1～問4に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

問1 下記の1～17の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。

1. 株式会社の社員たる株主は、すべて有限責任であるが、3種ある持分会社ではいずれも、無限責任社員が必ず1人はいなければならない。
2. 合資会社は、社員が1人となったときは、解散する。
3. 株式会社の募集設立においては、発起人は設立時発行株式を1株も引き受けなくてもよい。
4. 公開会社では、株式の分割も株式の併合も、取締役会決議により行うことができる。
5. 譲渡制限株式を相続により取得した者は、会社の承認を得なければ、株主となることができない。
6. 判例によれば、正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換えがないことをもってその譲渡を否認しえない。
7. 非公開会社である取締役会設置会社では、定款に定めがある場合に限り、株主割当による募集株式の発行を取締役会が決定することができる。
8. 会社成立後における株式の発行が存在しないことの確認を求める訴えは、当該株式の発行が効力を生じた日から6カ月以内に提起しなければならない。
9. 公開会社の株主総会は、定款に別段の定めがなくても、代表取締役の選定をすることができる。
10. 取締役を選任する株主総会決議につき、定款で定足数を排除することができる。

《次頁に続く》

11. 株主総会決議の無効確認の訴えは、決議の日から 3 カ月以内に提起されなければならない。
12. 公開会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、取締役会の議事録の閲覧請求をすることができる。
13. 委員会設置会社の取締役は、執行役を兼ねることができる。
14. 会計監査人設置会社では、監査役は、計算書類等の監査を行うことを要しない。
15. 単元未満株主は、定款に別段の定めがなくとも、株主代表訴訟を提起することができない。
16. 判例によれば、新設分割は、財産権を目的としない法律行為であるから、民法 424 条第 1 項の詐害行為取消しの対象とはならない。
17. 吸収合併、吸収分割、株式交換は、いずれも当事会社間において契約が締結される。

問 2 謙譲制限株式でない株式の譲渡について次の 18~20 に解答しなさい。

18. 株券発行会社における株式の譲渡の当事者間の効力要件は何か。
19. 株券発行会社でなく、かつ、「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式でない場合における株式の譲渡の第三者対抗要件は何か。
20. 「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式でない場合、株式の譲渡の会社に対する対抗要件は何か。株券発行会社である場合と否とで異なるか。

問 3 取締役の報酬を株主総会で決議する場合、判例は、取締役の全員分の上限額を定め、各取締役の受ける個別の報酬額の決定を取締役会の決議でなすことを認めている。これが認められる理由を簡潔に説明しなさい。

《次頁に続く》

問4 取締役会設置会社であるP株式会社では、A B C Dの4名の取締役が就任しているが、Dは名目的に取締役に名を連ねているに過ぎず、過去1回もP社取締役会に出席したことではなく、その他Y社の業務執行に関与したこともない。

Aは平成26年1月5日に、同月16日を会日とする取締役会の招集を行ったが、Dに対しては招集通知をなさなかった。

同月16日に、A B Cが出席して、P社取締役会が開催され、A及びBの賛成により、「EをP社岡山支店の支配人に選任する」旨の決議（以下、「本件決議」という）がされた。

本件決議の効力について論じなさい。なお、Dが事前・事後に本件決議につき賛同した事実はない。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

実際には権利者ではないにもかかわらず、権利者であるかのような外観を有する者を、
真実の権利者であると信頼した者を保護する制度について問うものである。

問題 2

[問 1]

- (1) 訴えの類型についての理解をはかる問題である。
- (2) 共同訴訟人独立の原則と弁論主義との関係についての理解をはかる問題である。

[問 2] 重複訴訟の禁止（民訴法 142 条）についての理解をはかる問題である。

問題 3

問 1～問 3 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。問 4 は、取締役会の招集手続きに瑕疵がある場合の取締役会決議の効力を問う問題である。最判昭和 44 年 12 月 2 日民集 23 卷 12 号 2396 頁の判示内容を踏まえた解答が期待される。